

## 中央省庁等改革基本法（抄）

### 第三章 国の行政機関の再編成 ( 総務省の編成方針 )

第十七条 総務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 ~ 八 ( 略 )

九 日本学術会議については、総務省に置くものとするが、総合科学技術会議において、その在り方を検討すること。

## 総務省設置法（抄）

### 第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等 ( 所掌事務 )

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 ~ 九十二 ( 略 )

九十三 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。

九十四 ~ 百 ( 略 )